

川崎市障害者災害時個別避難計画作成事業事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市障害者災害時個別避難計画作成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づいて実施する障害福祉サービス利用者に対する災害時個別避難計画の作成について、必要な事項を定めることを目的とする。

(個別避難計画優先作成対象者)

第2条 要綱第2条第3項に規定する「優先して個別避難計画を作成する者」は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とし、障害支援区分が重度の作成対象者から優先して作成するものとする。

(1) 独居と認められる者

(2) 日中独居と認められる者

(3) 同一家屋内に居住する親族が、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者若しくは65歳以上の高齢者のみで構成される者

2 前項に関わらず、障害支援区分6に該当する場合は、個別避難計画を優先作成することができる。

(個別避難計画作成支援者)

第3条 個別避難計画を作成支援することができる事業者は市内に所在地を置き、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

(2) 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者

(3) 川崎市障害者相談支援センター事業実施要綱第2条第1項第2号に規定する地域相談支援センター及び同項第3号に規定する基幹相談支援センター

(4) その他市長が認めた者

2 前項の事業所の職員で個別避難計画の作成支援ができる者（以下、「作成支援者」という。）は、市が定める個別避難計画の作成に必要な研修を受講した者、または同等の知識を有する者とする。

(個別避難計画の作成時期)

第4条 本事業により個別避難計画を新規作成することができる時期は次の各号にかかげるものとする。

(1) 障害福祉サービスの新規、変更、更新によるサービス等利用計画案の作成が必要な時

(2) 誕生月による障害福祉サービスの利用者負担の更新が必要な時

(3) その他市長が必要と認めた時

(個別避難計画の変更時期)

第5条 前条の規定により作成した個別避難計画について、要支援者の心身状況、生活環境等、災害時の避難行動に影響がある変化が認められる場合、個別避難計画の見直しを行うことができる。

(個別避難計画の更新時期)

第6条 第4条及び第5条の規定に基づき個別避難計画を作成した場合、要支援者の誕生月を目途に、個別避難計画の記載内容を確認し、新たに作成することができる。

なお、要支援者がセルフプランによりサービス等利用計画を作成している場合、障害支援区分の更新を目途に、個別避難計画の記載内容を確認し、法定項目に変更がある場合のみ、新たに作成することができる。

（個別避難計画の提出）

第7条 第4条、第5条及び第6条の規定により作成した個別避難計画について、作成支援者もしくは作成対象者は、作成対象者が受給している障害福祉サービスの実施機関である各区高齢・障害課に提出する。

（個別避難計画の保管）

第8条 第4条、第5条及び第6条の規定により作成した個別避難計画について、作成支援者及び作成対象者双方で保管するとともに、前条の規定により、各区高齢・障害課に提出された個別避難計画については、各所属において保管する。

（個別避難計画の作成費用）

第9条 指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者が個別避難計画を作成した場合、市が1件あたり7,000円の計画作成費を支払う。

2 計画作成費の請求方法については、別に定める。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。